

こども・若者未来局

こども・若者政策		181
こども・若者支援		182
青少年学習センター		187
保	育	 189
幼	稚	園 196
こ	ど	も 家 庭 197
子	育	て 給 付 203
子	育	て 支 援 セ ン タ ー 206
児	童	相 談 所 208
陽	光	園 208

こども・若者政策

1 相模原市子ども・子育て支援事業計画の進行管理

子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、平成27年3月に「さがみはら 子ども応援プラン 相模原市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、令和2年3月には、新たな市民のニーズや社会情勢、国の動向に対応した、令和2年度から令和6年度までを期間とする第2次計画を策定した。

この計画は、次代のさがみはらを担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境の整備を推進するための方向性や目標を定めたものであり、計画の推進にあたっては、市民や学識経験者、関係団体の代表者15名で構成する「相模原市子ども・子育て会議」において、実施状況の把握・点検・評価等を行う。

2 子ども・若者未来基金

子ども・若者の将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないように、子育て支援や若者の自立支援などを長期的・安定的に進めるための財源とする。

(1) 条 例 名 相模原市子ども・若者未来基金条例

(2) 基金の額 457,094,804円(令和2年3月31日現在)

(3) 基金の用途 子ども及び若者の育成支援並びに子育て支援に関する事業

3 児童福祉施設等指導監査

(1) 児童福祉施設及び小規模保育事業

ア 指導監査の目的

本市所管の児童福祉施設等（障害児に係るものを除く。）の運営の適正を確保することを通じて、児童福祉施設等の利用者の福祉の維持及び向上を主な目的とし、施設管理、利用者への処遇内容及び会計処理等について定期的な立入調査等を行い、適正に運営されているかを確認し、必要な助言や指導等を行う。

イ 指導監査対象施設等

(令和2年3月31日現在)

区 分		対象件数	実施件数
児童福祉施設	児童養護施設	2	2
	乳児院	1	1
	母子生活支援施設	1	1
	公立保育所	24	24
	私立保育所	75	75
	私立幼保連携型認定こども園	30	30
	私立保育所型認定こども園	1	1
	小 計	133	133
小規模保育事業		37	32
合 計		170	165

※実施件数は、一般指導監査の内、定期指導監査の件数

ウ 指導監査の方法及び実績

(令和元年度)

区 分		指導監査の内容等	実施件数
導 一 監 般 査 指	定期指導監査	所管する施設等を対象に、原則として毎年実地で行う。	165
	臨時指導監査	福祉サービスの利用者への権利侵害など、重点的かつ緊急的な指導のため、臨時的に実地で行う。	0
特別指導監査		一般指導監査の結果及びその他の状況から、特に重点的な指導が必要と認められた場合に行う。	3
		合 計	168

(2) 認可外保育施設指導監督

ア 指導監督の目的

児童福祉法に基づき、認可外保育施設の運営状況について毎年立入調査等を行い、利用者に保育サービスが適正に提供されているかを確認し、必要な助言や指導等を行う。

イ 指導監督対象施設

(令和2年3月31日現在)

区 分		施設の内容	対象件数	実施件数
事業所内 保育施設	院内保育施設	医療関係事業所の労働者等の乳幼児を保育する施設	14	14
	その他	院内保育施設以外の事業所内保育施設	21	17
	小 計		35	31
他の認可外 保育施設	ベビーホテル	午後 8 時以降又は宿泊を伴う保育を行う施設	6	6
	その他	ベビーホテル以外の認可外保育施設	25	23
	小 計		31	29
合 計			66	60

ウ 指導監督の方法及び実績

(令和元年度)

区 分		指導監督の内容等	実施件数
導 一 監 般 督 指	定期立入調査	すべての施設を対象に、原則として毎年実地で行う。	60
	臨時立入調査	重点的かつ緊急的な指導が必要と認めた場合に、臨時的に実地で行う。	0
特別指導監督		一般指導監督の結果及びその他の状況から、特に重点的な指導が必要と認められた場合に行う。	0
合 計			60

こども・若者支援

1 児童厚生施設

児童厚生施設とは、健全な遊びを通して、児童の健康を増進し、情操を豊かにするなど、児童の健全育成に関する総合的な機能を有する児童福祉法に定められた施設のことである。

(1) こどもセンター

児童館としての機能、地域における健全育成活動をより一層高める機能、放課後児童健全育成事業（児童クラブ）としての機能を基本的機能として設置する。

設置年度別の設置状況 24 館

(令和2年4月1日現在)

年度	施設名	年度	施設名	年度	施設名	年度	施設名
H5	二本松・相模台・星が丘	H10	上鶴間	H15	新磯	H20	横山
H6	橋本・並木・大野北	H11	—	H16	相武台	H21	陽光台
H7	上溝南・向陽	H12	麻溝	H17	—	※橋本はR1に移転整備	
H8	鶴園中和田・大沼	H13	田名	H18	大野南・城山		
H9	清新・鹿島台・大島	H14	富士見	H19	大野台		

令和2年3月策定の「相模原市一般公共建築物長寿命化計画」（令和2年度～11年度）において、こどもセンターは、計画的保全建築物として位置付けられ、計画的に改修工事等を行う。令和2年度は、空調設備改修工事（麻溝、鹿島台、上鶴間）と設計（大野北）。

(2) 児童館

児童に健全な遊びを与え、その健康を増進するとともに情操を豊かにし、青少年の健全育成を図ることを目的とする。 設置状況 23 館(令和2年4月1日現在)

※児童館機能のある場として、津久井生涯学習センターにおいて、平成28年度から津久井中央児童室を開

設している。

2 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）

放課後、帰宅しても保護者が就労等のために家庭にいない原則小学校低学年(1～3年生)の児童に対し、遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とする。

(1) 公立児童クラブ設置状況（令和2年5月1日現在）

施設数：68施設（こどもセンター併設型 24施設、独立施設型 27施設、余裕教室型 17施設）

入会児童数：5,667人

※民間児童クラブは51施設（入会児童数は1,501人）

(2) 児童クラブ対象年齢拡大モデル実施状況

公立児童クラブの対象年齢拡大に向けた検討に資するため、モデルとして小学校4年生を受け入れている。

施設数：5施設（桂北、光が丘、もえぎ台、藤野、藤野南）（令和2年4月1日現在）

3 こどもセンター子育て広場事業

こどもセンターを活用し、乳幼児(0～3歳)をもつ親が気軽に集える場を設置し、地域における子育て支援を行う。また、当該事業を段階的に拡充し、地域子育て支援拠点事業連携型（週3～5回、1日3時間）と位置付け、こどもセンターで実施する。運営は、地域の子育て経験者などで組織する実行委員会に委託する。令和元年度は、下記センターで実施した。

地域子育て支援拠点事業へ移行：富士見・橋本・大野南・鶴園中和田・大野台・横山・大野北・大島・大沼・相武台・並木・陽光台

令和元年度実施場所					
鶴園中和田	大野台	相武台	上鶴間	富士見	橋本
並木	鹿島台	大野南	向陽	横山	大島
清新	大沼	大野北	陽光台	田名	星が丘
相模台					

4 子どもの広場への補助事業

自治会等が主体となって設置する子どもの広場に対し、整備に要する経費の一部を補助する。

（補助率 1/2 限度額 30万円） ※子どもの広場設置状況 広場数 88箇所(令和2年4月1日現在)

5 児童遊園の設置

児童に健全な遊びを通して、その健康を増進し、健やかに成長することを目的とする。

設置状況 37箇所(令和2年4月1日現在) 設置遊具 ブランコ、すべり台、鉄棒等

6 放課後子ども教室事業の推進

放課後における子どもたちの安全で健やかな居場所づくりのため、「放課後子ども教室事業」と「放課後児童健全育成事業（児童クラブ）」を連携して、総合的な放課後対策事業を実施する。

(1) 放課後子ども教室事業（教室実施型）の運営（さがみっ子クラブ）

学校施設を放課後の子どもたちの安全で安心な居場所とし、子どもたちが自主的にのびのびと遊べる場所として活用する。

設置校 根小屋小、青葉小、中央小、谷口台小

(2) 放課後子ども教室事業（事業実施型）の運営

こどもセンター及び児童館において、放課後子ども教室事業を実施する。令和元年度は全てのこどもセンター及び児童館で実施した（47 館）。

7 子どもの権利推進事業

(1) 子どもの権利条例の周知

平成 27 年 4 月に施行した、子どもの権利条例周知のため、学習用パンフレット「いっしょに考えよう！子どもの権利のこと」を小学 4 年生、中学 1 年生に配布したほか、保護者向けリーフレット「子どもの権利条例を制定しました」を小・中学生全保護者に配布するとともに公共機関へ配架した。

パンフレット 小学生用 6,500 枚、中学生用 5,800 枚、大人用 6,200 枚

リーフレット等 リーフレット 4,100 枚

定規型周知カード 70,000 枚

(2) さがみはら子どもの権利の日のつどい

子どもの権利の理解・関心を深める機会として、さがみはら子どもの権利の日のつどいを開催した。

開催日：令和元年 11 月 4 日（月・祝）

実施場所：ユニコムプラザさがみはら

内容：講演、事例報告、コンクール等入賞者表彰式・作品展、ダンボールで工作体験・自由遊び、子ども食堂活動紹介及び試食会を実施

講演テーマ：「子ども食堂がつなげる新たな地域の可能性」

講師：子どもの未来サポートオフィス 米田佐知子氏

(3) 子どもの権利相談室

子どもの権利条例に基づく、子どもの権利侵害に関する相談・救済の窓口として、平成 27 年 11 月に「さがみはら子どもの権利相談室」を開設し、子どもの権利救済委員 3 名、子どもの権利相談員 4 名により相談支援を行った。

開設場所 青少年学習センター内

相談日時 月曜日～金曜日 午後 1 時～午後 8 時 土曜日 午前 10 時～午後 5 時

※祝日と年末年始、青少年学習センターの休所日は休み。

相談件数 平成 27 年度（11 月 1 日から開設）17 件

平成 28 年度 173 件

平成 29 年度 226 件

平成 30 年度 193 件

令和元年度 111 件

8 青少年問題協議会

地方青少年問題協議会法に基づき、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議するとともに、その実施に関し必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること及び、いじめ防止対策推進法に基づきいじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図ることを目的に設置している。委員数は 22 人で、任期は 2 年である。

(1) 令和元年度開催状況

5 月 令和元年度相模原市夏季青少年指導の手引き（案）について など

11 月 台風 19 号被害対応のため中止

(2) 青少年健全リーフレットの作成

20,000 枚作成（市内小学 5 年生及び中学 2 年生の保護者に対し、学校を通じて配布）

9 社会環境健全化活動

青少年を取り巻く社会環境の健全化を推進するため、社会環境実態調査を実施した。

実施内容は次のとおり。

(1) 内容

青少年の健全な育成に対して大きな影響を与えている各種営業店舗について、青少年指導員など地域住民と連携し、神奈川県青少年保護育成条例の遵守及び自主規制の状況を調査。

(2) 調査対象（令和元年 7 月～9 月実施）

インターネットカフェ・まんが喫茶（7 店舗）、古書店、映像ソフト取扱店、ゲームソフト取扱店、複合店等（23 店舗）

10 青少年健全育成啓発活動

青少年健全育成啓発作品コンクール、「家庭の日」啓発作品コンテストの実施

地域や家族などをテーマにした絵画・標語及び「家庭の日」の写真を募集し、入選作品を表彰するとともに、11 月の子ども・若者育成支援強調月間において入選作品展等により広く啓発を行った。

(1) 応募状況

青少年健全育成啓発作品コンクール 164 点（内訳：小学生 145 点、中学生 19 点）

「家庭の日」啓発作品コンテスト 603 点（内訳：小学生 551 点、中学生 39 点、一般 13 点）

(2) 表彰式

実施日：令和元年 11 月 4 日（月・祝）

場 所：ユニコムプラザさがみはら

(3) 入選作品展

市内公共施設を巡回する形で、入選作品展を行った。

期 間：令和元年 11 月

場 所：市役所本庁舎、南区合同庁舎、シティ・プラザはしもと

平成 26 年度から市交通・地域安全課啓発作品と展示を合同で実施している。

11 青少年健全育成組織

公民館区内の青少年関係団体が地域ぐるみで青少年健全育成活動を効果的に行うために相互に連絡協調し、青少年健全育成に関する調査研究することを目的として協議会を設置し、広報紙の発行、講演会の開催、パトロール、地域・子どもふれあい事業など啓発活動や諸事業を展開している。

また、各地区協議会の連携を図るため、相模原市青少年健全育成組織連絡協議会を組織している。

12 青少年指導員

相模原市青少年指導員に関する規則に基づき、非常勤特別職として委嘱している。併せて、神奈川県青少年指導員としても知事より委嘱を受ける。定数は 248 名、任期は 2 年で、地域社会における青少年活動を推進するために、青少年団体の指導及び育成、青少年の地域社会における生活環境の向上を図るなどの活動を行っている。※令和 2 年度から「青少年指導委員」に改称

13 はたちのつどい

成人の日を記念して、新成人を祝い励ますとともに、大人になったことを自覚し、郷土「相模原」への関心を深めるために開催する。令和2年1月13日（月・成人の日）に区ごとに開催し、新成人7,456人のうち、5,487人(73.6%)が出席した。

14 冒険遊び場事業

「自分の責任で自由に遊ぶ」を合言葉に、四季折々の自然の中で子ども自身が自由に遊びを創造できる「冒険遊び場（プレイパーク）」を常設するなど、生活体験を豊かにすることにより、子どもが本来持っている「生きる力」を引き出し、健全な育成を図ることを目的として、事業を実施した。

(1) 銀河の森プレイパーク

キャンプ淵野辺留保地 Yゾーン（中央区弥栄3丁目）において、原則毎週日曜日、月曜日、水曜日（午前10時から午後5時まで）開催している。

令和元年度は98日開催し、延べ7,538人が来場した。

(2) プレイリーダー養成講座

5月24日から2月7日にかけて、11回実施した。

(3) 出張プレイパーク

中央区で1回実施し、合計150人が来場した。

15 子ども若者育成支援推進事業

不登校やひきこもり、若年無業者など、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の社会参加や自立を支援するため、「市子ども・若者支援協議会」を設置し、各種会議の開催やリーフレットによる啓発を行った。

(1) 子ども・若者支援協議会

構成員は、相模原市、学校、民生委員・児童委員、県警本部、保護司、就職支援センター、公共職業安定所、困難を抱える子ども・若者を支援するNPO法人等

ア 代表者会議 令和元年度開催回数 1回（令和元年8月）

イ 実務者会議 令和元年度開催回数 1回（令和元年5月）3月は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

(2) リーフレット「子ども・若者の相談・支援機関のご案内」

市内公共施設及び小・中学校や高校、大学、各相談機関窓口等に配布した。

・配布部数 7,000部

(3) 子どもの居場所創設サポート事業

無料学習支援や子ども食堂など、地域主体の子どもの居場所づくりの活動に対し、自主性を尊重しながら、活動しやすい環境づくりを進めた。

無料学習支援 26箇所 子ども食堂 33箇所（令和2年4月1日現在）

ア 子どもの居場所づくりセミナー【市社会福祉協議会委託】 7回（延べ出席者数：144人）

イ 子どもの居場所総合相談窓口【市社会福祉協議会委託】 4月～3月（相談件数：382件）

ウ 団体との情報交換会 無料学習支援2回（6/26、10/25） 子ども食堂 2回（7/17、10/8）

エ 子どもの居場所マップの作成

オ 子どもの居場所づくり活動紹介パネルの作成

カ 物品の貸与（無料学習塾向けに教科書類、備品（ホワイトボード、ノートパソコン、プリンタ等））

キ 傷害・賠償責任保険の加入

青少年学習センター

1 概要

青少年に交流と活動の場を提供するとともに、青少年団体の研修、交流、青少年団体指導者の養成及び青少年の出会いとコミュニケーションを目的とした各種の自主事業を実施し、青少年の健全な育成を図るための施設である。また、通年開館をしており、青少年活動に支障がない場合は、一般の方々も利用できる。

- ・開所 平成 11 年 4 月 20 日 ・建築年 昭和 45 年 1 月 25 日
- ・敷地面積 4,505.86 m² ・延床面積 1,690.01 m²
- ・建物 鉄筋コンクリート 3 階建 (J R 横浜線矢部駅下車徒歩 3 分)
- ・施設内容
 - 1 階 事務室、ロビー、ホール (250 人)
 - 2 階 大会議室 (54 人)、音楽室 (30 人)、和室 (30 人)、青少年団体室 (24 人)
 - 3 階 中会議室 (36 人)、講習室 (30 人)、小会議室 1 (18 人)、小会議室 2 (14 人)
- ・利用できる団体
 - ア 青少年団体 (構成員の 2/3 以上が市内在住、在学、在勤の青少年で、自主的に活動する概ね 10 人以上の団体) ※ 青少年…小学校就学年齢に達した児童から満 30 歳までの者
 - イ 一般団体 (ア以外で市長が適当と認めた団体)

2 施設利用状況

(令和元年度)

開所日数	総利用件数	総利用者数	青少年利用件数	青少年利用者数
319(日)	5,273(件)	75,463(人)	3,375(件)	37,202(人)

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため 3 月 2 日から 31 日まで臨時休所

3 利用登録団体数

(令和 2 年 3 月 31 日現在 単位:団体数)

青少年団体	青少年育成団体	社会教育関係団体	一般団体	市関係機関	その他
99	4	0	126	0	0

4 令和元年度事業実績

(1) 学級・講座

事業名	内容・期日	参加人数
小学生講座「プチロボで競走しよう」 相模原大会 (県青少年センターとの共催)	プチロボの製作、競技会 6 月 8 日	13 人
小学生講座「子どもサイエンスフェスティバル」 (県青少年センターとの共催)	科学の実験や工作等 1 月 18 日	454 人
中・高校生講座「ボランティアチャレンジスクール」 (相模ボラディアとの共催)	福祉施設、図書館、保育園、まちづくりボランティアほか 7 月 21 日～8 月 19 日	63 人 (修了者)
小中学生講座「コーラスワークショップ」	合唱の入門講座 7 月 27 日・28 日	延べ 35 人

(2) 講習会・研修会

事業名	内容・期日	参加人数
ジュニア・リーダー養成研修会	子ども会の4・5・6年生を対象として実施。 4月1日～1月26日	532人 (修了者)
鼓笛ジュニア・リーダー養成講習会	基礎知識、パート演奏技術の習得、夏季合宿を行った。 5月19日～3月31日	29人 (修了者)
体感教室	社会的に自立した個人として成長できるよう、プレゼン研修や宿泊野外活動を提供 7月7日、9月29日、11月23日～24日	延べ31人
子ども会育成者研修会	子ども会活動、安全共済会などの説明 3月1日 (新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止)	

(3) 大会・つどい・その他の事業

事業名	内容・期日	参加人数等
市民若葉まつりチビッ子広場	子どもたちが遊びながら手作りの楽しさや参加する喜びを体験する機会とした。 5月11日・12日	11,597人
子ども会交歓スポーツレクリエーションフェスティバル (中央大会) ※「親ふれ」と同時開催	※事業見直しにより、「親子ふれあいの広場」において 「わんぱく遊び場」として実施 11月10日	55,000人
銀河連邦子ども留学交流	銀河連邦共和国の代表が一堂に会し、体験交流を通して友情の輪を広げた。 7月26日～28日	児童40人 引率13人
yフェスティバル	青少年団体の交流と発表の場とした。 9月8日	367人
夏休み・冬休み学習のひろば	青少年の学習と交流の場として青少年団体室を開放 夏休み：7月29日～8月2日、8月5日、6日 冬休み：12月25日～28日、1月6日～1月7日	延べ40人
自習室開放	当日空室の青少年団体室、小会議室1、小会議室2のうちいずれかの部屋を、青少年限定自習室として開放 1月4日～3月31日	延べ70人
親子ふれあいの広場	親と子どもがともに楽しめるレクリエーションやゲーム(ステージ、消防フェア、交通安全コーナー、創作コーナー、模擬店等)を実施 11月10日	55,000人
第39回ドリル大会	市内鼓笛バンド12隊がドリル演奏を発表した。 11月17日	1,800人
第52回鼓笛まつり	鼓笛ジュニア・リーダー養成講習会の修了証授与及び市内鼓笛バンドの日頃の成果を発表するもの。 3月8日 (新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止)	
少年少女合唱団 第53回定期演奏会	少年少女合唱団が日頃の練習の成果を発表する機会とするもの。 3月22日 (新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止)	
あそびの学校	あそびを通して、子ども同士のつながりを深めるもの。 4月28日、6月30日、8月26日、10月27日 12月1日、3月15日 (新型コロナウイルス感染拡大防止のため一部中止)	延べ138人
センター通信の発行	青少年学習センターの事業等を紹介した。 毎月発行。	12回

5 青少年関係団体

(令和2年3月31日現在)

団 体 名	内 容
相模原市子ども会育成連絡協議会	子ども会及び育成会の連絡協議組織。19 地区 170 単位 11,053 人
相模原市少年鼓笛バンド連盟	市内の少年鼓笛隊で組織。12 隊 約 100 人
相模原市少年少女合唱団育成会	少年少女合唱団の保護者で組織。団員 23 人
相模原スカウト連絡協議会	市内のボーイスカウト・ガールスカウトで組織。 ボーイスカウト 8 団、ガールスカウト 2 団 計 603 人

保 育

1 保育所

(1) 概要

本市には、現在公立 24 園、民間 79 園、計 103 園の保育所があり、定員は合計 9,331 人となっている。

令和2年4月1日現在における入所児童数(管外委託を除き、管外受託を含む)は 8,235 人で、定員に対する充足率については、88.2%となっている。

(2) 設置状況

○公立保育所一覧

(令和2年4月1日現在)

名称	所在地	定員	児童数	職員数	新 磯	南区磯部 1176-13	120	106	19
麻 溝 台	南区麻溝台 6-25-35	150	140	21	相 武 台	南区新磯野 2-39-11	120	113	18
田 名	中央区田名 6229-2	165	155	24	城 山 中 央	緑区久保沢 1-5-47	90	86	13
相 模 原	中央区相模原 8-7-5	165	158	27	城 山 西 部	緑区谷ヶ原 1-18-1	60	54	7
東 林	南区相南 1-13-17	180	172	29	串 川	緑区青山 975	60	29	4
大 沼	南区東大沼 3-18-20	150	139	21	青 野 原	緑区青野原 1975-2	30	15	3
南 上 溝	中央区上溝 1961-1	150	121	22	津 久 井 中 央	緑区三ヶ木 932	65	63	12
陽 光 台	中央区陽光台 3-19-1	120	103	18	串 川 東 部	緑区根小屋 1579-1	60	26	5
谷 口	南区上鶴間本町 4-47-10	135	126	18	中 野	緑区太井 152-1	120	110	17
大 沢	緑区上九沢 383-3	120	105	18	内 郷	緑区寸沢嵐 823	30	13	4
上 矢 部	中央区矢部新町 3-1	125	122	20	千 木 良	緑区千木良 983-1	60	4	3
相 原	緑区相原 4-21-6	130	114	19	日 連	緑区日連 1063-1	60	58	8
麻 溝	南区当麻 1357-1	130	127	22	公 立 合 計		2,595	2,259	372

※児童数には管外受託児を含む。職員数は常勤及び常勤的非常勤の保育士数

○民間保育所一覧(管外受託を含む。*印は、分園を含む。)

(令和2年4月1日現在)

名称	所在地	定員	児童数	職員数	げんきっず	緑区橋本 8-4-4	90	82	15
すすきの	中央区すすきの町 2-6	210	203	32	*ふじ SunSun	南区上鶴間本町 6-4-11	160	121	15
相 模	中央区矢部 2-7-26	250	136	19	小 さ き 花	緑区大島 1848-5	60	69	17
*立 正	南区南台 5-10-26	170	170	30	あさみどり	南区東林間 2-22-6	60	70	11
高 見	緑区東橋本 3-16-9	120	103	18	星の子第3	緑区相原 2-10-19	60	63	10
せんだん	南区新戸 2078-2	60	69	15	ナーサリースクール T&Y こもれびの森	南区西大沼 3-5-8	90	86	14

*ふじ乳児	中央区星が丘 1-4-8	90	60	12
上 溝	中央区光が丘 3-2-1	150	104	19
*新 磯 野	南区新磯野 3-22-15	150	106	19
友 愛	中央区水郷田名 2-14-68	90	96	17
*ひ よ こ	中央区上溝 7-5-3	138	152	28
ふ じ 第 二	中央区上溝 350	160	125	16
和 泉	中央区青葉 2-8-2	130	115	18
た け の 子	中央区小山 2-5-9	110	97	15
*くぬぎ台	南区上鶴間 3-23-18	119	95	16
*千 代 田	中央区千代田 4-5-12	220	135	18
夜間保育所ドリーム	中央区淵野辺 1-16-5	30	29	11
エンゼル	中央区相模原 4-7-14	60	61	13
たけの子第2	中央区小山 2-7-24	60	65	11
星 の 子	緑区相原 2-14-7	90	99	15
ひよこ第2	中央区上溝 1887-1	80	88	16
マシュマロ	南区相模台 2-26-4	50	51	12
ののほな文京	南区文京 1-6-5	160	183	33
星の子第2	緑区橋本 8-27-23	50	37	11
ひよこ第3	南区豊町 1-29	90	102	23
古 淵	南区古淵 3-1-8	160	129	25
さいわい	南区相模大野 9-15-36	90	102	19
ナナリー・スクウェアV南口	南区南台 1-4-20	60	51	17
*レイモンド橋本	緑区橋本 3-13-1 パークスクウェア 1階	90	62	10
東林間ジュニアクラブ	南区上鶴間 6-6-23	50	58	12
大野村 いっきの	南区大野台 3-15-48	70	63	13
ア リ ス	南区上鶴間本町 7-9-34	70	83	15
*RISSHO KID'S きり	南区相模大野 4-5-5 D棟 2階	90	91	20
YMCA オバリン	中央区淵野辺 3-5-41 桜美林大学国際寮 2階	60	67	22
若 松	南区若松 2-3-7	70	84	15
まあむキッズ 相模大野北口	南区相模大野 5-29-10-1 シノプラザ 2F・3F	56	51	7
レイモンド西橋本	緑区西橋本 1-7-1	80	48	8
コアラ・ナナリー・東林間	南区東林間 1-17-14	60	60	12
ぽっかぽっかナナリー インターナショナル	中央区淵野辺本町 4-1-17	70	65	11
げんきっず城山	緑区町屋 1-5-14	60	63	10

あおいそら	南区相模台団地 5-8	60	59	14
きんぱす東林間	南区上鶴間 4-26-4	70	66	10
げんきっず第二	緑区橋本 5-30-23	70	74	13
アスク橋本	緑区橋本 1-3-7	80	85	13
*エンゼルハウス	緑区橋本 2-6-26	79	80	12
コンビプラザ橋本	緑区西橋本 5-2-15 オラリオンサイト共用棟 1F	50	50	12
マミー保育園相模大野	南区相模大野 7-3-3 プラザビル相模大野 3F	108	103	19
ゆめいろ	中央区相模原 4-8-6 ヴィラ相模原 1F	50	47	9
すずらん	中央区鹿沼台 2-18-6 大谷第一ビル	50	49	9
にじいろ保育園 上 鶴 間 本 町	南区上鶴間本町 2-6-21	80	77	13
保育園ぐらんでいーる	中央区東淵野辺 2-16-5	60	56	9
まあむきっず 相模大野南口	南区相模大野 7-7-5	64	55	7
きんぱす東林間第二	南区東林間 7-35-3	65	65	9
こうのとりの橋本	緑区橋本 6-36-1 グラントーレ橋本 1階	90	77	14
はらから	中央区淵野辺本町 2-25-31	60	62	13
も み じ	中央区上矢部 1-5-12	60	47	9
桑 の 実	中央区田名 1580-10	46	42	8
こ ひ つ じ	中央区陽光台 2-5-11	70	70	13
橋 本 中 央	緑区橋本台 1-25-17	70	55	10
エ ポ ッ ク	中央区相模原 3-8-8	70	64	10
ハッピーちやいんど	南区上鶴間 6-28-7 PROSPER-K 1階	54	44	7
相模大野雲母	南区相模大野 7-37-10	60	61	13
相模原古淵雲母	南区古淵 4-2-1	60	52	13
にじいろ淵野辺	中央区淵野辺 5-9-6	70	63	11
ぽっかぽっかナナリー 橋本	中央区相模原 6-1-6	60	44	7
りとせ橋本	緑区橋本 6-22-8	60	51	10
明徳かみつるま	南区上鶴間本町 4-11-10	60	43	12
相模原東林間雲母	南区上鶴間 2-7-5	60	21	10
にじいろ古淵	南区古淵 2-17-9	70	41	10
淵野辺わんぱく園	中央区淵野辺 4-37-12 ラ・ティビル 1F	30	36	5
保育ルーム Felice 相模原園	中央区相模原 8-5-12	60	31	9
まあむキッズ 大野北口新園	南区相模大野 6-9-26 エスパシオ A 1階	72	24	6
ミラツツ相模原	中央区中央 4-5-3 1F・2F	75	42	14
りとせ相模大野	南区相模大野 3-16-18	100	91	14
民間合計		6,736	5,976	1,102

※児童数には管外受託児を含む。職員数は常勤及び常勤的非常勤の保育士数

○保育所の推移

(各年4月1日現在)

区分	年 度	施設数	定 員	入 所 児 童 数				職員数
				0 歳	1～2 歳	3 歳以上	計	
公立	H30	24	2,595	98	722	1,498	2,318	374
	R1	24	2,595	94	743	1,479	2,316	368
	R2	24	2,595	76	741	1,442	2,259	372
民間	H30	81	7,610	555	2,508	4,135	7,198	1,260
	R1	75	6,510	471	2,124	3,487	6,082	1,066
	R2	79	6,736	460	2,116	3,400	5,976	1,102

※児童数には管外受託児を含む。職員数は常勤及び常勤的非常勤の保育士数

2 認定こども園

(1) 概要

本市には、幼保連携型 35 園（うち公立 1 園）、幼稚園型 22 園、保育所型 1 園、計 58 園の認定こども園があり、定員は合計 9,428 人となっている。

令和 2 年 4 月 1 日現在における利用児童数(管外委託を除き、管外受託を含む)は 8,748 人で、定員に対する充足率については、92.8%となっている。

(2) 設置状況

○幼保連携型認定こども園一覧

(令和 2 年 4 月 1 日現在)

区分	名 称	所在地	定員	児童数	職員数
公立	相 模 湖 こ ど も 園	緑区与瀬 886-7	120	95	15
民間	幼保連携型認定こども園大島幼稚園	緑区大島 202-1	198	164	12
民間	誠 心 こ ど も 園	中央区宮下 3-16-17	105	78	11
民間	認 定 こ ど も 園 モ モ	南区鶴野森 1-21-4	100	93	16
民間	認 定 こ ど も 園 相 模 女 子 大 学 幼 稚 部	南区文京 2-1-1	324	307	30
民間	認 定 こ ど も 園 相 模 林 間 幼 稚 園	南区上鶴間 4-2-1	300	318	32
民間	認 定 こ ど も 園 ピ ノ	南区古淵 1-8-1	80	79	18
民間	認 定 こ ど も 園 相 模 野 幼 稚 園	緑区二本松 3-9-12	268	236	25
民間	* 愛 の 園 ふ ち の べ こ ど も 園	中央区淵野辺 1-16-5	330	323	55
民間	*幼保連携型認定こども園星ヶ丘二葉園	中央区星が丘 1-16-15	155	148	30
民間	* 認 定 こ ど も 園 す こ や か	中央区横山 4-12-14	250	256	62
民間	幼保連携型認定こども園むくどりこども園	緑区下九沢 454	135	125	24
民間	幼保連携型認定こども園おおのだい	南区大野台 4-3-20	99	109	23
民間	幼保連携型認定こども園清水こども園	中央区田名 2166-2	114	120	26
民間	幼保連携型認定こども園まつがえこども園	南区松が枝町 10-14	116	105	19
民間	幼保連携型認定こども園むくどり風の丘こども園	緑区下九沢 1558-14	105	88	20
民間	* 認 定 こ ど も 園 き ら き ら	緑区下九沢 1520-1	99	101	19
民間	幼保連携型認定こども園第二ふたば園	中央区南橋本 1-2-17	66	64	13
民間	ふ ち の べ 美 邦 こ ど も 園	中央区共和 1-4-3	135	144	26
民間	相 武 台 新 日 本 こ ど も 園	南区相武台団地 1-4-3	159	130	20
民間	横 山 台 こ ど も 園	中央区横山台 2-24-16	105	105	17
民間	*幼保連携型認定こども園むくどり風の森こども園	緑区大島 11-147	186	136	25
民間	幼保連携型認定こども園東橋本ひまわりこども園	緑区東橋本 4-14-36	135	103	18
民間	た け の う ち こ ど も 園	中央区東淵野辺 4-25-3	129	130	23
民間	*幼保連携型認定こども園ひかりキッズ	中央区鹿沼台 2-12-15	93	86	19
民間	幼保連携型認定こども園橋本りんごこども園	緑区橋本 1-12-25	193	192	37
民間	た い よ う こ ど も 園	南区豊町 10-5	195	180	24
民間	幼保連携型認定こども園ひまわり第 2 こども園	緑区橋本 4-18-19	93	99	18

民間	幼保連携型認定こども園みんなのとおぼこども園	緑区東橋本 1-19-12	83	77	14
民間	相生こども園	中央区相生 2-17-3	79	83	17
民間	*古淵あおばこども園	南区古淵 1-5-3	118	122	25
民間	二本松こども園	緑区二本松 2-30-30	135	139	20
民間	南橋本みたけこども園	中央区南橋本 3-4-21	101	105	20
民間	西橋本みたけこども園	緑区西橋本 2-20-12	65	61	15
民間	小町通みたけこども園	中央区小町通 2-2-14	79	70	13
合計			5,047	4,771	801

※児童数には管外受託児を含む。*印は、分園を含む。職員数は常勤及び常勤的非常勤の保育教諭数

※幼稚園型認定こども園については幼稚園のページ（市内幼稚園一覧表）に記載

○保育所型認定こども園一覧

（令和2年4月1日現在）

区分	名称	所在地	定員	児童数	職員数
民間	どんぐりこども園	中央区上溝 4-15-20	74	65	14

※児童数には管外受託児を含む。職員数は常勤及び常勤的非常勤の保育士数

○認定こども園の推移

（各年4月1日現在）

区分	年度	施設数	定員	入所児童数			
				0歳	1～2歳	3歳以上	計
幼保連携型	H30	19	3,059	179	743	1,980	2,902
	R1	31	4,627	264	1,252	2,856	4,372
	R2	35	5,047	285	1,364	3,122	4,771
幼稚園型	H30	11	2,463	0	2	2,438	2,440
	R1	17	3,467	0	12	3,243	3,255
	R2	22	4,307	0	15	3,897	3,912
保育所型	R1	1	74	7	24	36	67
	R2	1	74	7	24	34	65

※保育所型は平成31年4月より新設

3 地域型保育事業

（1）概要

ア 小規模保育事業

少人数（定員 6～19 人）の 0～2 歳児を対象にきめ細やかな保育を行う。定員規模や職員配置などにより、A 型、B 型、C 型に分類される。

イ 家庭的保育事業

家庭的な雰囲気のもとで、少人数（5 人以下）の 0～2 歳児を対象に、きめ細やかな保育を行う。

ウ 事業所内保育事業

企業内の保育施設などで、従業員の子どものほか、地域の子どもの定員を設けて保育を行う。

（2）設置状況

（令和2年4月1日現在）

区分		施設数	定員	入所児童数			
				0歳	1～2歳	3歳以上	計
小規模保育事業	A型	21	376	57	263	0	320
	B型	16	275	33	174	0	207
	C型	1	10	0	1	0	1
家庭的保育事業		2	9	0	9	0	9
事業所内保育事業		3	88	5	39	0	44

4 児童保育園

地域における児童の福祉の増進に寄与するため、保育所に準じる施設として保育を実施している。

(令和2年4月1日現在)

名称	所在地	定員	児童数	職員数
鳥 屋	緑区鳥屋 1365	50	2	2

5 運営費

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、保育所・認定こども園・新制度に移行した幼稚園及び地域型保育事業に共通する財政支援の仕組み（給付制度）が導入されたことに伴い、各施設に対して国基準（公定価格）に基づく給付費を支給している。また、教育・保育の質の向上や児童・職員の処遇向上を図るため、給付費に加えて市独自の助成を行っている。

給付費等の支給状況（令和元年度決算額）

(単位：千円)

給付費（財源内訳）				市運営助成 （一般財源）
国・県支出金	保育料	一般財源	合計	
10,470,527	1,306,416	4,749,323	16,526,266	2,595,598

6 特別保育事業

保護者の多様な保育ニーズに対応するため、保育所・認定こども園及び地域型保育事業所において、通常の保育のほか様々な保育サービスを提供している。

(1) 乳児保育

令和2年度は次のとおり、182園で乳児保育を実施している。

- ・生後6週 1園 ・生後8週 169園 ・生後3ヶ月 1園 ・生後4ヶ月 5園
- ・生後6ヶ月 4園 ・生後10ヶ月 2園

(2) 延長保育(令和2年度)

保護者の就労形態の多様化や通勤時間の延長に対応するため、保育所・幼保連携型認定こども園・地域型保育事業所において、通常の保育時間を超えて保育を実施している。

実施施設：173園（延長時間は施設により1～4時間）

(3) 支援保育

保育所及び認定こども園での集団生活において、支援を必要とする子どもたちの成長と発達を目的とし、一人ひとりの子どもたちの発達の状況にあわせた統合保育を実施している。

支援保育対象児童数

(各年4月1日現在)

年 度	H29	H30	R1	R2
児童数	348	428	453	585

(4) 一時保育

保護者の就労、就学などの理由で家庭での保育が困難となった場合や、保護者の通院、冠婚葬祭などの理由で緊急的に家庭での保育が困難となった場合に、保育所・認定こども園・小規模保育事業施設等で一時的にお子さんをお預かりする一時保育を実施している。

- ・実施園（令和元年度実績）民間：110園、公立：10園

(5) 子育て広場事業

保育所及び認定こども園の専門的機能を活用して、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。

- ・実施園（令和元年度実績）民間：97園、公立：15園

7 施設整備等に対する助成

(1) 施設整備費補助金

民間保育所等における保育環境の向上と充実を図るため、施設整備に要する費用の一部を補助している。

- ・令和元年度補助金 330,400 千円 (9 施設)

(2) 施設賃借料補助金

賃借物件により施設を運営する事業者に対して施設賃借料の一部を補助している。

- ・令和元年度補助金 230,531 千円 (69 施設)

8 認定保育室助成金

保育需要の増大に伴い、市が定めた保育内容や施設などの基準を満たし、市の認定を受けた認可外保育施設である認定保育室に入所している要保育児童に対し、適切な保育が図られるよう昭和 50 年度から助成を行っている。

○助成内容（令和元年度）

費 目	内 容
基本保育助成費	0 歳児 1 人当たり月額 56,000 円×各月初日在籍児童数 1・2 歳児 1 人当たり月額 30,000 円×各月初日在籍児童数 3 歳以上児 1 人当たり月額 11,000 円×各月初日在籍児童数
保育環境改善費	月額 10,000 円×各月対象常勤職員数
嘱託医手当助成費	17,900 円又は 19,960 円（乳幼児加算の場合）／人・月
保険料助成費	施設賠償責任保険 200 円／人・年 傷害保険 2,900 円／人・年 嘱託医傷害保険 7,150 円／年
保育料負担軽減助成費※	0・1 歳児 19,000 円／人・月 2 歳以上児 17,000 円／人・月
兄弟姉妹入所助成費※	第 2 子 0・1 歳児 22,000 円／人・月 2 歳以上児 20,000 円／人・月 第 3 子以降 3 歳未満児 26,000 円／人・月 3 歳以上児 22,000 円／人・月
支援保育対象児童保育費	各月初日に在籍する支援保育対象児童 1 人につき 月額 10,000 円
延長保育費	1 時間につき 月額 19,000 円／施設(3 時間限度)

※施設等利用費の支給を受けられる場合には、原則として、助成しない。

○認定保育室の状況と助成状況

年 度	施設数	入所児童数 (各年 4 月 1 日)	助成状況	
			助成対象延べ児童数	助成金額 (円)
H29	34 (1)	821 (4)	10,462 (62)	519,906,250
H30	29 (0)	628 (0)	8,152 (0)	406,536,530
R1	24 (0)	465 (0)	6,271 (0)	268,922,810

※ () 内は市外助成施設分を再掲

9 認可外保育施設支援事業

認可外保育施設に入所している児童についても処遇向上を図る必要があることから、健康や安全・衛生面での適切な保育水準を確保するために必要経費の一部を助成する。(平成 17 年度から実施)

- ・令和 2 年度予算額 50,000 円

【R1 事業実績】

区 分	助成限度額	対象人員 (延数)	対象施設数	負担割合
入所児童健康診断受診料	1人1回当たり 4,000 円	0	0	市 2/3 事業主 1/3
調理・調乳担当職員 保菌検査料	月額 500 円×4 ヶ月 サルモネラ・赤痢・O-157 ----- 月額 300 円×8 ヶ月 サルモネラ・赤痢菌	0	0	
施設賠償責任保険料	施設の負担する損害賠償金 を対象とした保険料	0	0	

10 コミュニティ保育

地域、家庭への子育て支援を進めるため、保育を通して親子の交流活動を行うコミュニティ保育グループに助成する。

・令和元年度コミュニティ保育推進事業補助金 1,828 千円(20 グループ)

11 幼児教育・保育の無償化

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから令和元年10月から幼児教育・保育の無償化を実施した。

就学前の3歳から5歳の子どもたちが、良質な幼児教育・保育の機会を得られるよう、現行の子ども・子育て支援新制度の幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者負担額を無償化するとともに、新制度の対象とならない幼稚園、認可外保育施設等の利用者への給付制度を創設した。

【対象者・対象範囲】

【金額は月額】

		施設型給付園			私学助成幼稚園		認可外 保育施設等※1
		認可保育所等・ 認定こども園	幼稚園・認定こども園				
		保育※1	教育	預かり保育※1	教育	預かり保育※1	
3～5歳児 クラス		無償化	無償化	支給上限額 11,300円	支給上限額 25,700円	支給上限額 11,300円	支給上限額 37,000円
市民税非課税世帯等 の0～2歳児		無償化					支給上限額 42,000円
満3歳児※2	市民税 課税世帯		無償化	— (対象外)	支給上限額 25,700円	— (対象外)	— (対象外)
	市民税 非課税世帯		無償化	支給上限額 16,300円	支給上限額 25,700円	支給上限額 16,300円	

※1 保育の必要性の認定が必要です。

※2 満3歳児は、3歳の誕生日から最初の3月31日までにある子ども

幼稚園

1 私立幼稚園児(幼稚園型認定こども園含む)

(各年5月1日現在)

年	園数	3歳	4歳	5歳	計
H29	46	2,593	3,129	3,179	8,901
H30	45	2,673	2,927	3,122	8,722
R1	45	2,517	2,902	2,943	8,362

2 私立幼稚園就園奨励補助金

私立幼稚園に就園する園児の保育料等の減免を行う設置者に対し補助金を交付することにより、幼児の就園を奨励し幼稚園教育の振興を図ることを目的とし、昭和47年度から実施しているが令和元年10月から幼児教育・保育無償化に伴い事業廃止。

令和元年度幼稚園就園奨励補助事業実績(4月～9月分)【国庫補助分】

補助の範囲及び 1人当たり補助限度額	人 員 (人)					補助額(円)
	満3歳	3歳	4歳	5歳	計	
生活保護世帯 154,000円	0	3	1	2	6	917,000
市民税非課税世帯及び 市民税所得割非課税世帯 136,000円～154,000円	0	41	69	74	184	26,275,000
市民税所得割額77,100円以下の世帯 93,600円～154,000円	2	83	106	89	280	31,024,600
市民税所得割額211,200円以下の世帯 31,100円～154,000円	19	632	731	741	2,123	118,458,100
上記区分以外の世帯全員 0円～154,000円 (0円は人員に含まない)	3	174	185	134	496	39,919,500
計	24	933	1,092	1,040	3,089	216,594,200

【市単独分】

補助の範囲及び 1人当たり補助限度額	人 員 (人)					補助額(円)
	満3歳	3歳	4歳	5歳	計	
全世帯 11,000円～18,000円	29	1,141	1,299	1,320	3,789	40,778,600

3 私立幼稚園教育振興事業補助

市内の私立幼稚園(新制度に移行した園を除く)に対し、幼稚園教育の振興及び教育条件の維持改善を図るため、昭和59年度から補助を実施している。

(令和元年度実績)

園 数	園 児 数	学 級 数	補 助 額
21園	3,745人	165学級	23,859千円

4 市内幼稚園一覧表

(令和2年4月1日現在)

幼稚園名	所在地	幼稚園名	所在地
新 町 ○	緑区相原1-20-5	湊 野 辺 ひ ば り ○	中央区淵野辺4-31-7
大 沢 第 二 ○	緑区大島1304-2	た け の う ち ○	中央区東淵野辺4-23-20
大 沢 ○	緑区上九沢267	大 野 文 化	南区大野台5-1-11
橋 本 ○	緑区橋本6-14-1	相 模 ひ ま わ り ○	南区東大沼2-7-6
相 模 原 み ど り	緑区東橋本2-32-22	相 模 す ぎ の こ	南区古淵3-26-19
あ か ね ○	中央区下九沢964	う の も り	南区鶴野森2-11-1
小 山 白 ゆ り ○	中央区宮下本町3-4-12	誠 心 第 一	南区西大沼5-13-17
清 心	中央区清新3-14-16	谷 口	南区上鶴間本町4-33-49
て る て ○	緑区下九沢441-1	南 大 野 ○	南区上鶴間1-3-1
田 名 ○	中央区水郷田名1-16-3	中 和 田	南区上鶴間本町8-54-10
上 田 名	中央区田名5266-1	林 間 の ぞ み	南区東林間6-5-2
よ こ や ま ○	中央区横山台2-10-8	相 模 翠 ヶ 丘	南区相南2-25-65
鳩 川	中央区上溝3-16-15	豊 泉	南区相模台2-9-4
み ず ほ ○	中央区上溝7-31-4	相 武 台 中 央	南区相武台団地2-3-6
け や き の 子	中央区上溝382-3	つ く し の ○	南区新磯野3-22-16
星 が 丘 ○	中央区星が丘3-5-10	誠 心 第 二	南区相模台6-30-12
中 央 ○	中央区光が丘2-24-1	さ が み ひ か り	南区麻溝台 5-11-6
相模原高等学校付属光明○	南区当麻870-6	ば ら の 花	緑区中野 1366
誠 心 相 陽	南区磯部1648	津 久 井 ヶ 丘	緑区長竹 838-1
虹 ヶ 丘	中央区陽光台6-3-2	太 陽 の 子 ○	緑区原宿南 3-6-10
弥 生	中央区富士見3-12-19	城 山 わ か ば ○	緑区若葉台 6-5-14
相 模 栄 光	中央区矢部3-11-13	城 山 (市 立)	緑区町屋 1-18-52
相 模 白 ゆ り ○	中央区矢部4-1-20	ふ じ の (市 立)	緑区吉野 1030-12
相 模 つ ば さ ○	中央区淵野辺2-22-7	合 計	私立 45 園・市立 2 園

※園名の末尾に○がある施設は幼稚園型認定こども園として運営

こども家庭

1 子育て広場事業（地域子育て支援拠点事業）

(1) 子育て広場事業

子育て家庭の不安を解消するとともに、地域で支え合う子育て力の向上を図ることを目的に、常設で、いつでも自由に親子で訪れ、子育ての相談や情報交換をしたり学んだりすることのできる場を開設する。

利用対象者 0～3歳程度の乳幼児及びその保護者、妊娠中の人など

- 内 容 ① 交流の場の提供と交流の促進 ② 子育てに関する相談・援助
③ 地域の子育て関連情報の提供 ④ 子育て及び子育て支援に関する講習の実施

名称	場所	開設時間
子育て広場 緑のおうち	緑区橋本台 1-22-18	月～金曜日 午前 10 時～午後 3 時
バンビのぼれぼれ広場	中央区鹿沼台 1-7-7 トラストテック相模原ビル 4 階	月～木曜日 午前 10 時～午後 3 時 金曜日 午前 9 時～午後 2 時
子育てサロン&交流広場 かみみぞ ひだまり	中央区上溝 5-1-11 上溝商店街内	月～金曜日 午前 10 時～午後 4 時
子育て広場 たんと	南区相模大野 4-2-2 相模大野中央公園パークハウス内	月～金曜日 午前 10 時～午後 3 時

(2) ブックスタート事業

子育て広場スタッフや子育てサポーターが、4 か月児健康診査に併設する会場で絵本の読み聞かせを行い、乳幼児と保護者が絵本を介し、心ふれあう楽しいひとときを持つ機会を作るとともに、参加者には読み聞かせに使用した絵本等を配布する（絵本の配布は平成 30 年 8 月から開始）。

2 子育てサポーター

地域の支えあいと市民とのパートナーシップにより地域の子育てを支援するボランティアを育成する。市が実施する講習会を受講したうえで登録し、ふれあい親子サロン等の親子が集う場で支援を行う。

- ・登録者数 261 名（令和 2 年 3 月末現在）

3 ファミリー・サポート・センター事業

安心とゆとりをもって子育てができるように、子育て中の家庭を地域で支援することを目的として、育児の援助を受けたい人（利用会員）と行いたい人（援助会員）を会員として組織化し、育児の相互援助活動を支援するために、「相模原市ファミリー・サポート・センター」を運営する。

- ・運営方法 相模原市社会福祉協議会に委託
- ・令和元年度会員数 2,677 人（利用会員 1,986 人 援助会員 631 人 両方会員 60 人）
- ・令和元年度相互援助活動件数 10,613 件

4 子育て短期支援事業

保護者の疾病、出産などで家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に、乳児院等において当該児童の養育を行う。

- ・令和元年度利用実績 乳児院 延 153 人、母子生活支援施設 延 94 人、児童養護施設 延 191 人

5 地域子育て支援事業

広く子育て支援に携わる方々の把握に努め、情報提供を行うとともに、相互の交流や連携の機会を増やしていくこと等を目的に、子育て支援者ネットワークの構築等の事業を行う。

- ・ネットワーク登録者 団体登録 56 団体、個人登録 20 人（令和 2 年 3 月末現在）

6 セカンドブック事業

家庭における読書活動への支援を行うことで、親子の信頼関係を深め、健やかな心の成長を育むと共に、さらなる読書習慣へつなげる。

- ・内 容 2 歳 6 か月児歯科健康診査通知に絵本の引換券を同封し、それを図書館等に持参した親子 1 組につき、絵本を 1 冊配布する。同時に図書貸出券登録とおはなし会等の読書活動を推進する事業

を案内する。

・令和元年度実績 絵本配布 2,032 冊・図書貸出券新規登録 357 組

7 児童虐待防止事業

要保護児童（「虐待を受けた児童等」及び「非行児童」）の早期発見、早期対応を図るための「市要保護児童対策地域協議会」を運営するとともに、児童虐待防止推進月間事業を実施した。

（１）要保護児童対策地域協議会

構成員は、相模原市のほか、民生委員・児童委員、児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、里親会、私立保育園・幼稚園・認定こども園、医師、歯科医師、病院、小・中学校、弁護士、警察、人権擁護委員、法務局等。

ア 代表者会議 令和元年度開催回数 1 回

イ 「虐待を受けた児童等」に関する会議（※「非行児童」については教育委員会所管）

（ア）実務者会議（事務局は各子育て支援センター） 令和元年度開催回数 9 回

（イ）ケース会議（事務局は各子育て支援センター及び児童相談所） 令和元年度開催回数 576 回

（２）児童虐待防止推進月間事業

「児童虐待防止推進月間（11 月）」に啓発活動等を実施した。

ア オレンジリボンキャンペーン

児童虐待防止のシンボルであるオレンジリボンを活用した街頭啓発などを実施した。

イ オレンジライトアップ

市電設協会の協力により、ウェルネスさがみはらをオレンジ色にライトアップし、児童虐待防止の啓発を行った。

・期間 令和元年 11 月 5 日（火）～11 日（月） 午後 5 時～8 時

・場所 ウェルネスさがみはら（相模原市総合保健医療センター）

ウ さがみはら子どもの権利の日のつどいにおける講演等

平成 27 年 4 月 1 日に施行した「相模原市子どもの権利条例」において定めた「子どもの権利の日（11 月 20 日）」を契機として、子どもの権利の普及啓発の一環として、虐待や貧困など子どもたちを取り巻く問題について講演等を実施した。

・日時 令和元年 11 月 4 日（月・祝）午後 1 時～4 時

・場所 ユニコムプラザさがみはら

・内容 講演「子ども食堂がつなげる新たな地域の可能性」

8 社会的養護体制の充実

保護者がいない子どもなど、家庭での養育に欠ける子どものために、家庭に代わっての養育や専門的な支援を行う社会的養護の体制について、乳児院や児童養護施設等における施設養護と里親の家庭等における家庭養護に対し支援を行い、その充実を図る。

・施設養護への支援 児童養護施設等運営費補助金、児童養護施設等建設費借入償還金補助金

・家庭養護への支援 里親制度推進事業、家庭養育支援事業

9 社会的養護自立支援事業

施設等入所（里親委託を含む）中の早期の段階から自立に向けた支援を行うとともに、退所後の一定期間、支援を継続する仕組みを構築することで、安定的な社会生活の実現や将来の自立に結び付けることを目的とする。

(1) 継続支援計画の作成

18歳になるまで施設等に入所していた児童を対象に、22歳になる年度末までの間、支援コーディネーターによる自立に向けた継続支援計画の作成等を実施

・令和元年度実績 1人

(2) 生活相談・就労相談

施設等入所児童及び施設等退所者のうち22歳になる年度末までの者を対象に、生活相談員及び就労相談員による生活上の相談や進路・就労相談を実施

・令和元年度実績 24人

(3) 居住費・生活費の支給

18歳になるまで施設等に入所していた児童のうち、措置解除後も施設や里親宅で継続的に生活する場合に、22歳になる年度末まで居住費及び生活費を支給（里親宅または児童養護施設の場合 約97,000円～336,000円）

・令和元年度実績 1人

(4) 学習塾代等の給付

施設等入所児童の高校2年生（対象は9月以降、上限額21万円/年）、3年生（上限額65万円/年）を対象に学習塾代と受験費用を支給（親権者等からの経済的援助がある場合を除く）

・令和元年度実績 1人

(5) 大学等進学奨学金

18歳になるまで施設等へ入所していた児童のうち、大学等へ進学した場合に、通常の修業年限までの間、国の給付型奨学金の受給に上乗せして給付型奨学金を支給（国公立大学等 3万円/月、私立大学等 4万円/月）

・令和元年度実績 3人

9 母子健康手帳の交付

妊娠・出産・育児に関する母子の健康状態を一貫して記録しておくためのものとして母子健康手帳を作成し、妊娠の届出をした者に対して交付する。

・令和元年度実績 妊娠届出数 5,066人 交付数 5,257冊（うち、外国語版 105冊）

10 健康診査事業

妊婦及び乳幼児に対して、疾病の早期発見や健康管理及び育児支援のため、各種健康診査を集団又は個別で実施し、必要に応じて保健指導を実施する。

(1) 妊婦健康診査

流産、早死産などの防止等、妊婦と胎児の健康管理と定期的な受診を勧奨するため、妊娠中の健康診査を医療機関等に委託し実施する。

・対象者 妊娠届出時または転入届出時に妊婦健康診査費用補助券の交付を受け、かつ、受診日において市内に住所を有する者

・助成額及び助成回数 助成上限額 90,000円、助成限度回数 16回（妊婦1人あたり）

・令和元年度実績 協力医療機関等受診者数 58,107人、助成決定数（償還） 698件

(2) 妊婦歯科健康診査

市内在住の妊婦に対して、歯科健康診査を実施し、口腔衛生指導やかかりつけ歯科医院受診勧奨を行う。

・令和元年度実績 実施回数 79回 受診者数 255人

(3) 乳幼児健康診査

潜在的疾病や身体発育の遅れ、運動機能、視聴覚等の障害などを早期に発見し、適切な治療や指導を行い、心身障害の進行を未然に防ぐとともに、生活習慣の自立、栄養、食生活、むし歯予防その他育児に関する相談を行い、育児不安の解消に努め、乳幼児の健康保持、増進を図る。また、乳幼児健康診査等で専門医による診察・相談等が必要な乳幼児に対し、精密健康診査等を実施する。

・令和元年度実績

	実施回数 (回)	受診者数 (人)
集団健診	303	17,423
個別健診	(医療機関)	14,313

・乳幼児経過検診 実施回数 22 回 受診者数 84 人

・乳幼児精密健康診査 (医療機関) 受診券発行件数 1,280 件 受診者数 968 人 (R2.3.31 現在)

(4) かんがる〜歯科健診

重度う蝕につながるリスク要因を保有している乳幼児及び心身に障害を有する乳幼児に対して、継続的な歯科保健指導を実施する。

・令和元年度実績 受診児数 延 34 人

1 1 不妊・不育専門相談事業

不妊、不育の悩みもつ方に寄り添い、相談者の自己決定を促せるよう専門性の高い適切な情報の提供、相談者の抱えている悩みの軽減を図る。

・令和元年度実績 実施回数 10 回 相談人員 10 人

1 2 母子健康教育事業

(1) 育児支援教室「ママの休み時間」

育児不安や育児ストレスから子どもとの関係に悩む母親に、同じような悩みを抱えた「仲間に出会う場所」を提供することにより、不安やストレスを軽減し、より良い親子関係を築くことを目的とする。

・令和元年度実績 実施回数 11 回 参加人数 93 人

(2) 妊娠前教室「ハッピー・ベビカムセミナー」

妊娠等に関連した教育を実施し、自己実現に向けた行動変容と、自分にとって子どもを産み育てる意義を考える機会を提供する。

・令和元年度実績 実施回数 2 回 参加人数 21 人

(3) 妊婦歯科教室「マタニティオーラルセミナー」

妊娠期の身体の変化により発生しやすい口腔内疾患の影響と予防方法についての講義や、かかりつけ歯科医院定期受診の勧奨等を実施する。

・令和元年度実績 実施回数 56 回 参加人数 323 人

(4) むし歯予防教室「親子で歯っぴいちゃれんじ大作戦！」

生後 10 か月から 1 歳 2 か月までの乳幼児とその家族を対象に、むし歯予防について必要な知識及び技術の指導を行う。

・令和元年度実績 実施回数 55 回 参加人数 1,020 人

13 医療費援護事業

(1) 未熟児養育医療給付事業

養育のため入院養育を必要とする未熟児に対し、医療の給付及び訪問指導を実施する。

- ・対象者 出生体重が2,000g以下、もしくは在胎週数37週未満で身体の機能が未熟で生まれ、医師が入院養育を必要と認めた未熟児
- ・令和元年度実績 申請件数 211件 決定件数 211件

(2) 小児慢性特定疾病医療給付事業

ア 慢性疾患のうち特定の疾病に罹患している児童等に対し、健全な育成に必要な医療を給付する。

- ・対象者 小児慢性特定疾病指定医療機関で治療を受け、疾病ごとの基準に該当することを小児慢性特定疾病指定医により診断されている、保護者が市内に住所を有する18歳未満の子ども
- ・令和元年度実績 申請件数 641件 決定件数 633件

イ 在宅での日常生活に支障がある者に対し、日常生活用具を給付する。

- ・対象者 小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている者のうち、他制度による給付を受けることができない者
- ・令和元年度実績 日常生活用具申請件数 11件 決定件数 11件

(3) 自立支援医療（育成医療）給付事業

身体に障害のある児童に対し、生活の能力を得るために必要な医療を給付する。

- ・対象者 指定自立支援医療機関において治療を受け、確実な治療効果が期待できる、保護者が市内に住所を有する18歳未満の子ども
- ・令和元年度実績 認定申請件数 37件 決定件数 33件
補装具申請件数 1件 決定件数 1件

(4) 特定不妊治療費助成事業

不妊治療の経済的負担を軽減するため、配偶者間の特定不妊治療費に要する費用の一部を助成する。

- ・対象者 ア 申請時に夫婦又は夫婦のどちらかが市内に住民登録をしている者
イ 治療開始時に戸籍上の夫婦であり、治療開始日の妻の年齢が43歳未満である者
ウ 指定医療機関で特定不妊治療を終了していること
- ・令和元年度実績 申請件数 750件 給付件数 745件

14 先天性代謝異常等検査事業

生後5～7日の新生児に対し、フェニルケトン尿症など、20疾患の早期発見・早期治療のために先天性代謝異常等の検査を実施する。

- ・対象者 市内の医療機関または助産所で出生した新生児
- ・令和元年度実績 検査件数 4,990件

15 新生児聴覚検査事業

新生児等の聴覚障害を早期に発見し、適切な治療や支援を行うことにより、音声言語発達等への影響を最小限に抑えられることから、その検査に必要な費用の一部を助成する。

- ・対象者 検査当日本市に住民登録がある、または登録予定の新生児から生後6か月未満の児
- ・令和元年度実績 検査件数 3,383件

子 育 て 給 付

1 児童への手当

児童手当・特例給付

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、中学校修了前の児童を養育している人に支給する。

ア 支給額

年 齢	3歳未満	3歳から小学生	中学生
月額(児童1人あたり)	15,000 円	10,000 円(第3子以降は15,000 円)	10,000 円

※児童を養育している人の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として児童1人あたり月額一律5,000 円を支給する。

イ 支給状況

(各年度3月末日現在)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受給資格者(人)	53,647	51,064	49,080
金 額 (千円)	10,860,720	10,703,240	10,449,615

2 ひとり親家庭等への手当

(1) 児童扶養手当

父母の離婚、死亡などにより父又は母と生計を同じくしていない児童について手当を支給し、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉増進を図る。

ア 支給額(令和元年11月時点)

児童1人 ・全部支給 月額 42,910 円 ・一部支給 月額 10,120～42,900 円
 児童2人 ・全部支給 月額 10,140 円 ・一部支給 月額 5,070～10,130 円
 児童3人以上(1人につき) ・全部支給 月額 6,080 円 ・一部支給 月額 3,040～6,070 円

イ 受給資格者数

(各年度3月末日現在)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受給資格者数(人)	6,191	5,861	5,717
手当受給者(人)	5,000	4,632	4,439
支 給 総 額(円)	2,464,040,400	2,381,387,740	2,952,890,950

3 ひとり親家庭等への就業・自立支援、生活支援

(1) 自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の母又は父が自主的に行う職業能力の開発を支援するため、指定の職業訓練修了後、給付金を支給する。

ア 支給額 対象講座の受講料の60%相当額(上限200,000 円×修学年数(上限4年)、下限12,000 円)

※雇用保険制度の教育訓練給付金の支給を受けることができる者は、上記の金額からその支給額を差し引いた額を支給

イ 給付件数 令和元年度 13 件 介護福祉士初任者研修、医療事務講座など

(2) 高等職業訓練促進給付金等

ひとり親家庭の母又は父の就職に有利となり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、養成機関での修業を要する期間(1年以上)について高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練が修了した後に訓練修了支援給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にする。

ア 対象資格 看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、調理師、鍼灸師、美容師、作業療法士、等

イ 促進給付金

・支給額 非課税世帯 月額 100,000 円、課税世帯 月額 70,500 円

(修学期間の最後の1年間はそれぞれ 40,000 円を増額)

・支給期間 修業を要する期間(上限4年) ・給付件数 令和元年度 29件

ウ 修了支援給付金

・支給額 非課税世帯 50,000 円、課税世帯 25,000 円

・支給時期 修了日以降 ・給付件数 令和元年度 10件

(3) 養育費等法律相談

離婚等に伴って生じる養育費をはじめとする諸問題について、弁護士による法律相談を実施することにより、ひとり親家庭等の生活の安定を図る。

ア 相談日時等 各子育て支援センター 各月1回2人 午後1:30~2:30、午後2:40~3:40

イ 相談実績 令和元年度 67人

(4) 日常生活支援

ひとり親家庭等の生活の困難を、家庭生活支援員の派遣により解決を手助けし、福祉の増進に努める。

ア 支援内容 食事や身の回りの世話、住居の清掃、生活必需品等の買い物、子の保育等
なお、子の保育については令和2年度から休止としている。

イ 支援実績 令和元年度 29件

(5) 学習支援

ひとり親家庭等の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、中学生を対象に基本的な生活習慣の習得、学習習慣の定着、苦手科目の克服、受験対策等を目的に家庭教師を派遣する。

・令和元年度受講決定者 146人 内訳：中学3年生82人、中学2年生64人(途中辞退者含む)

派遣実施回数 延べ4,060回(90分/回)

(6) 訪問相談

ひとり親家庭等に寄り添いながら、個々の家庭の実情に合わせた支援を実施するため、ひとり親家庭の経験者を派遣して相談に応じる。

ア 相談内容 家計管理、子どものしつけ・進路、簡単な健康管理、キャリアアップ等の就業、恋愛・結婚等の相談及び必要な助言や支援

イ 相談実績 令和元年度 75件

4 母子等の福祉資金貸付制度

(1) 母子父子寡婦福祉資金貸付

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく母子福祉資金、父子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付制度が利用されている。

資金貸付状況(令和元年度)

資金名	母子福祉資金		父子福祉資金		寡婦福祉資金		合 計	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
事業開始	0	0	0	0	0	0	0	0
事業継続	0	0	0	0	0	0	0	0
修 学	159	88,182,860	8	2,841,000	0	0	167	91,023,860
技能習得	2	764,000	0	0	0	0	2	764,000
修 業	2	1,128,000	0	0	0	0	2	1,128,000
就職支度	0	0	0	0	0	0	0	0
医療介護	0	0	0	0	0	0	0	0
生 活	7	4,835,000	0	0	1	1,692,000	8	6,527,000
住 宅	0	0	0	0	0	0	0	0
転 宅	8	1,728,593	0	0	0	0	8	1,728,593
就学支度	74	34,015,000	2	713,200	0	0	76	34,728,200
結 婚	0	0	0	0	0	0	0	0
臨時児童 扶養等	1	128,730	0	0	0	0	1	128,730
合 計	253	130,782,183	10	3,554,200	1	1,692,000	264	136,028,383

(2) 母子福祉資金等利子補給制度

本制度は、前記の「母子父子寡婦福祉資金貸付」の利子を補給し、母子家庭等の生活の安定、向上を図るため、昭和44年4月1日から市単独事業として実施する。

年度別利子補給状況

	母 子		父 子		寡 婦		合 計	
	件数	補給額(円)	件数	補給額(円)	件	補給額(円)	件数	補給額(円)
平成29年度	18	107,130	0	0	2	1,811	20	108,941
平成30年度	20	108,759	0	0	1	1,218	21	109,977
令和元年度	21	106,575	0	0	1	1,083	22	107,658

5 ひとり親家庭相談

(1) 相談件数

ひとり親家庭に対する相談、指導、助言等を行い、自立の助長を図る。

・令和元年度相談件数 3,543件(生活一般 601件 児童83件 生活援護2,857件 その他2件)

(2) 相談窓口

各子育て支援センターこども家庭相談員

6 医療費の助成

(1) ひとり親家庭等医療費の助成

ひとり親家庭等の健康の保持及び生活の安定を図るため、医療費を助成している。受給者は、主に次のいずれかに該当する人で、保険診療における自己負担分なしで医療機関に受診できる(ただし、入院時食事代等を除く、所得制限有り)。

ア ひとり親家庭の父又は母と児童

イ 父又は母に重度の障害がある家庭の父又は母と児童

ウ 養育者家庭(祖父母と孫等)の養育者と児童

令和元年度ひとり親家庭等医療費助成状況（医療証交付者数は令和元年度年間月平均人数）

医療証交付者数(人)	助成件数	助成額(円)	1人当たり助成額(円)
9,933	138,194	349,802,688	35,216

（２）小児医療費の助成

小児等(0～15歳＜中学校卒業まで＞)の健康の保持及び生活の安定を図るため、平成30年10月1日から通院の対象年齢を中学校3年生までに拡大の上、医療費を助成している。受給者は原則、所得制限内の0～15歳の人で、次のとおり保険診療における自己負担分なしで医療機関に受診できる(ただし、入院時食事代等を除く)。

なお、中学校1～3年生については、通院1回あたり500円を超える額を助成(ただし、薬局における調剤及び養育者の市民税が非課税の場合は、自己負担額全額助成)。

令和元年度の助成の概要

対象者の年齢	助成の対象	所得制限
0歳児	入院・通院	なし
1～15歳(中3)	入院・通院	あり

※平成26年7月から所得制限額を現行の児童手当基準に引き上げ

※中学校1年生以上の通院は、平成30年10月診療分から対象

令和元年度小児医療費助成状況（対象者数は令和元年度年間月平均人数）

助成対象	対象者数(人)	助成件数	助成額(円)	1人当たり助成額(円)
入院・通院(0～15歳(中3))	73,113	1,194,439	2,251,505,817	30,795

子育て支援センター

1 保育所等の利用相談等

子育て家庭からの保育所等の利用相談や申請の受付を行うほか、児童手当、児童扶養手当等の申請の受付を行っている。

令和元年度 保育所等の利用申請受付件数 5,837件（緑1,413件、中央2,173件、南2,251件）

2 子どもとその家庭についての相談・支援等

（１）児童家庭相談

子育て家庭における育児やしつけなど、子どもとその家庭についての相談を受け付け、電話や来所面接により、必要な助言を行うとともに、内容に応じて専門的な相談機関を案内するなどの対応を行っている。

令和元年度相談件数 858件（電話相談 780件、面接相談 78件）

（２）児童虐待の相談、通告の受付

児童虐待の相談や通告を受け付け、継続的な支援が必要なケースに対し、関係機関と連携し、支援を行っている。

令和元年度 相談・通告受理人数 1,186人（要保護児童1,022人 要支援児童99人 特定妊婦65人）

(3) 育児支援家庭訪問事業の実施

子どもの養育について支援が必要でありながら自ら支援を求めることが困難な家庭に対し、その家庭が安心して子どもを養育できるようにすることを目的に、専門的な育児指導や育児・家事援助を実施している。

訪問世帯数および延べ訪問回数（令和元年度）

・育児指導 32 世帯 延べ 240 回 ・育児、家事援助 2 世帯 延べ 39 回

3 療育についての相談・支援等

(1) 療育の相談

療育相談を行うとともに、心理検査や運動・言語能力などの検査により児童の総合的な発達の評価を行い、今後の療育の方針を決定して必要なサービスにつなげている。又、関係機関との調整等も行っている。

令和元年度 新規相談件数 679 件

(2) 児童発達支援事業

発達の遅れや障害のある児童とその保護者に対して、グループ活動を通して必要な支援を行っている。

令和元年度 実施回数 305 回 参加人数 延べ 1,162 人

(3) 機能訓練事業

理学療法・作業療法・言語聴覚療法等個別的な評価に基づいた個別支援や、摂食相談及び福祉機器相談などを行っている。

令和元年度 実施回数 1,945 回

(4) 訪問療育支援事業

市内保育園・幼稚園・認定こども園・学校等を訪問し、児童の地域生活での自立に向けた支援を行っている。

令和元年度 訪問回数 288 回 相談人数 延べ 1,937 人

4 母子保健についての相談・支援等

(1) 健康相談事業

妊娠や出産、乳幼児の健康等についての相談を保健師、管理栄養士等が受け、必要な助言をするとともに、状況に応じて家庭訪問等の継続的な支援につなげている。

令和元年度 実施回数 3,721 回 相談人員 延べ 5,268 人

(2) 訪問指導事業

こんにちは赤ちゃん事業として、母子訪問相談員（保健師、助産師、看護師）が、生後 4 か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問している。また、妊娠届、各乳幼児健診及び相談事業、病院からの依頼等で保健指導が必要な乳幼児や妊産婦を、保健師、管理栄養士等が家庭訪問している。

令和元年度 訪問人数 延べ 10,835 人

(3) 健康教育事業

ア 妊娠期から乳幼児期における健康や食生活、思春期の正しい知識の普及や健康の保持・増進を目的に実施している。

令和元年度 実施回数 209 回 参加人数 延べ 7,463 人

イ 乳幼児健康診査等の事後指導教室を実施している。

令和元年度 実施回数 95 回 参加人数 延べ 1,421 人

児 童 相 談 所

1 児童相談所の設置

政令指定都市への移行に伴い、児童福祉の第一線の専門機関であり、子どもの問題に対して一貫した相談援助活動を行う行政機関である児童相談所を設置した。平成26年4月には一時保護所を開設した。

所在地：中央区淵野辺2丁目7番2号

2 主な機能

- (1) 子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識・技術を必要とするケースに対する相談援助活動の実施
- (2) 市民に身近な窓口となる各区の子育て支援センターへの支援
- (3) 一時保護、里親委託、児童福祉施設等への入所が必要なケースへの対応

3 主な業務

(1) 養護相談

保護者の失踪、離婚、入院等による家庭での養育が困難な子どもに関する相談や児童虐待など環境的問題を有する子どもに関する相談

- ・令和元年度 養護相談件数（児童虐待を除く。） 42件
児童虐待把握人数 1,502人

(2) 障害相談

肢体不自由、知的障害、重症心身障害等の子どもの障害に関する相談

- ・令和元年度 障害相談件数 1,202件

(3) 非行相談

家出、暴力、窃盗、傷害等の子どもの非行に関する相談

- ・令和元年度 非行相談件数 21件

(4) 育成相談

性格行動、不登校、適性、育児・しつけに関する相談

- ・令和元年度 育成相談件数 209件

陽 光 園

1 概要

陽光園は障害児・者を対象とし、ライフサイクルに応じた療育・訓練・生活支援などの機能を提供することを目的として設立された。

陽光園には、発達や障害に関わる相談を行う「療育相談室」、発達障害支援に関する専門機関である「発達障害支援センター（平成24年10月開設）」、就学前の身体機能に障害のある児童や運動機能に遅れのある児童が通園する「医療型児童発達支援センター」があり、それぞれ自立のための支援を行っている。なお、療育相談室の業務の一部を各区の子育て支援センター療育相談班に移管している。

- ・所在地 中央区陽光台3丁目19番2号
- ・開 園 昭和50年4月1日
- ・構 造 鉄筋コンクリート造2階建て

2 療育相談室

(1) 地域生活支援事業

障害児・者のライフステージに応じた地域での生活を支援するため、陽光園の機能と各専門職を活用し、地域関係機関と連携しながら必要なサービスの提供について調整を行っている。

年度	H29	H30	R1
地域生活支援件数	1,083	941	767

※令和元年度から小学生の発達支援は、各子育て支援センターに移管

ア 相談・支援事業

専門的な療育相談の実施や関係機関・支援者への療育技術指導支援・研修等を行っている。

イ 機能訓練事業

理学療法・作業療法・言語聴覚療法等個別的な評価に基づき、機能訓練、摂食指導及び福祉機器相談等を行っている。

ウ 施設援助職員技術支援・研修事業

保育園・幼稚園・認定こども園・学校・児童クラブ等を訪問し、職員へ技術支援・研修を行っている。

(2) 医療相談

小児科・小児神経科・精神科・整形外科の医師により、障害についての医学的な診立てや助言等を実施している。

令和元年度利用件数 290 件

3 発達障害支援センター

(1) 発達障害者支援事業

ア 相談事業

発達障害に関する相談を行い、関係機関等と連携して相談者のニーズに応じた支援を行っている。

年 度	H29	H30	R1
新規相談件数	1,432	1,253	923

※令和元年度から小学生の相談は、各子育て支援センターに移管

イ 発達障害者就労支援事業

成人期における発達障害者の就労支援を図るため、障害者支援センター松が丘園と連携し、発達障害の特性に応じた取組みを進めている。

ウ 発達障害啓発事業

(ア)発達障害啓発週間（4月2日の世界自閉症啓発デーから1週間）において、市民に発達障害についての普及啓発を図るためのイベント等を開催している。

・発達障害啓発週間横断幕の掲示 令和2年3月7日～4月8日 市役所本庁舎正面デッキ掲示

※例年実施していた「発達障害啓発講演会」「ブルーライトアップイベント」「市立各図書館との協働による啓発活動」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

(イ)発達障害関係の講演会・研修・講座の開催及び講師派遣 102 回

エ 関係機関との連絡調整等

学識経験者、医師、当事者団体及び官民の関係機関等で構成し、発達障害者の支援体制に関する課題の情報共有と関係者等の連携の緊密化を図るとともに、支援体制の整備について協議する発達障害者支援地域協議会を設置。ライフステージ別（乳幼児期、学齢期、成人期）に部会を開催するほか、機関コンサルテーションの実施など関係機関等と連携している。

- ・発達障害者支援地域協議会 部会 5 回・本会議 2 回
- ・関係機関等との連携 182 回

4 医療型児童発達支援センター ※定員 40 人

就学前の肢体不自由のある児童に対して、日常生活における基本的動作の指導、必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を行っている。また、よりよい療育環境を整えるため、保護者支援の充実を図るとともに、地域の保育園等との交流も行っている。

5 その他（おもちゃライブラリー）

障害児・者等を対象に、障害の状態に適応したおもちゃ(教具類)を貸し出している。また、障害に対する理解と知識を深めるため、保護者等に専門図書及びDVDなどの貸し出しを行っている。